# 伊万里市民の安全確保に関する協定書

東日本大震災以降、原子力災害に対する不安が高まっており、伊万里市民（以下「市民」という。）の安全及び安心を確保するため、危機管理の観点に立って、従前に増して原子力防災のために不断の努力を重ねることが重要である。

以上の基本認識に立ち、伊万里市（以下「甲」という。）、九州電力株式会社（以下「乙」という。）及びキューデンホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、乙及び丙が佐賀県及び玄海町と締結している「原子力発電所の安全確保に関する協定書」を尊重のうえ、玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る協定を次のとおり締結する。また、丙は、乙及び丙において原子力事業の安全確保が最優先事項であることを大前提に、乙が次の各条を確実に履行できるよう、必要な支援を行う。

（関係法令及び協定の遵守等）

第１条　乙及び丙は、発電所の保守運営に当たっては、周辺環境の保全に配慮するとともに、関係法令及びこの協定を遵守し、市民の安全及び安心を確保するために万全を期するものとする。

２　乙は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。

（事前説明等）

第２条　乙は、次に規定する場合は、甲に対し、事前説明を行うものとする。

(1)　発電用原子炉施設を変更しようとするとき。

(2)　土地の利用計画及び冷却水の取排水計画を変更しようとするとき。

(3)　新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画（輸送上の安全対策を含む。）を策定しようとするとき。ただし、核物質防護の観点から情報提供できないものを除く。

(4)　廃止措置を講じようとするとき。

２　甲は、前項の規定による乙の説明の内容について、乙に対し意見の申出ができるものとし、この場合において、乙は誠意をもって対応する。

（報道情報の事前連絡）

第３条　乙は、発電所に関して報道機関へ情報提供を行う場合は、事前にその内容を甲に連絡するものとする。

（非常時の連絡）

第４条　乙は、次に掲げる非常時の場合は、甲に対し、当該事象の発生後直ちに、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。

(1)　原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号。以下「原災法」という。）第１０条第１項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合

(2)　原災法第１５条第１項各号に掲げる場合

（異常時の連絡）

第５条　乙は、次に掲げる異常時の場合は、甲に対し、当該事象の発生後直ちに連絡するものとする。

(1)　原子炉が運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）の発電用原子炉施設及び廃止措置期間中の発電用原子炉施設について機能を維持すべき施設に故障があったとき。

(2)　核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

(3)　発電所敷地内において火災が発生したとき。

(4)　放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。

(5)　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。

(6)　放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。

(7)　その他緊急事態が発生したとき。

（平常時の情報提供）

第６条　乙は、甲に対し、次の各号に掲げる佐賀県に行う定期的な連絡について、その写しを提出するものとする。

(1)　環境放射能の測定結果

(2)　温排水の測定結果

(3)　発電所職員等に対する教育訓練の実施計画及び実施状況

(4)　廃止措置の実施状況

(5)　その他発電所の保守運営状況

２　乙は、発電所の安全確保に関する丙との協議状況について、佐賀県に対して連絡を行った場合、その写しを甲に提出するものとする。

（連絡の方法）

第７条　第２条の事前説明及び第６条の平常時の情報提供は、文書をもって行う。

２　第３条、第４条及び第５条の乙の連絡は、電話及びファックス等をもって行う。

３　甲及び乙は、連絡を円滑に処理できるよう、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（立入調査への同行）

第８条　乙及び丙は、甲が佐賀県の立入調査に同行する場合、これを受け入れるものとする。

（防災対策の充実）

第９条　乙は、甲が発電所に係る甲の地域の防災対策を充実させるに当たって、積極的に協力するものとする。

（損害の補償）

第１０条　乙は、市民に対し、発電所の運転等により原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和３６年法律第１４７号）に基づき、速やかに補償するものとする。

　なお「発電所の運転等により原子力損害を与えた場合」とは、住民の健康被害のほか、農林水産物等の財産被害及び生産物の価格低下、その他営業上の損害等も含むものとし、公正な第三者機関において、相当因果関係が認められたものとする。

（協定の改定）

第１１条　この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議に応じるものとする。

（その他）

第１２条　この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書３通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２８年２月２日
令和８年１０月２９日　全部改定

甲　佐賀県伊万里市立花町１３５５番地１
伊万里市
伊万里市長　深　浦　弘　信

乙　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号
九州電力株式会社
代表取締役社長執行役員　中　村　典　弘

丙　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番８２号
キューデンホールディングス株式会社
代表取締役社長執行役員　西　山　　勝